

えんしん住宅ローン[固定金利期間特約型]

2024年12月1日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> えんしん住宅ローン（固定金利期間特約型）
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> お借り入れ時の年齢が満18歳以上で、最終ご返済時の年齢が満80歳未満となる方。 直近の勤務実績が2年以上（自営業者の方は、業歴2年以上）ある方。 直近2年間の年収平均が200万円以上で、安定した収入の見込まれる方。 ※年収については、同居するご家族の年収を加算することができますが、加算額には限度がございますので、詳しくは当金庫窓口へお問い合わせください。 団体信用生命保険、3大疾病保障特約付団信又は就業不能・3大疾病団信への加入ができる方。 当金庫の会員となる方（詳しくは当金庫窓口へお問い合わせください）。
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> お申込人さま自らが所有し、居住するための住宅に関する資金で、次の資金といたします。 <ol style="list-style-type: none"> ① 住宅（建売・分譲マンション・中古住宅等）の購入、新築、建て替え、増改築資金 ② 住宅用の土地購入資金（現住宅底地の隣接地購入資金を含む） ③ 他金融機関住宅ローンの借換資金 ※上記資金に付帯する費用（設計管理料、登記費用及び火災保険料等）を含みます。
4. 費用の一部の当金庫負担	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額が5,000万円以内で他金融機関の住宅ローン借換資金をご利用されるお客様につきましては、お借り換えに伴う費用の一部を当金庫が負担いたしますので、詳しくは裏面「12. 借換専用住宅ローン」の①をご覧ください。
5. 担保設定の留保	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額が1,000万円未満で他金融機関の住宅ローン借換資金をご利用されるお客様につきましては、ご融資の際に担保設定をいたしませんので、詳しくは裏面「12. 借換専用住宅ローン」の②をご覧ください。
6. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> 5,000万円以内で、かつ年収の5倍以内といたします。
7. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> 35年以内（購入物件、資金用途により異なります。） ※ご利用期間の計算は、建物新築時からの年数といたします。
8. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> 当初のご融資利率は、固定期間3年、5年又は10年のいずれかをお選びいただけます。 特約期間終了後は、お申し出により残存返済期間内で「固定金利期間特約型」を再度選択していただくことができます。なお、特約期間終了時までにお申し出が無い場合には、自動的に「変動金利型」に移行いたします。 特約期間終了後、「固定金利期間特約型」を選択された場合の利率は、特約期間終了日の翌日時点における当金庫が定める「固定金利期間特約型」の利率となり、借入当初の利率とは異なる可能性があります。 特約期間終了後、「変動金利型」として取り扱われた場合の利率は、特約期間終了日の翌日時点における当金庫が定める「住宅ローン専用金利」を基準金利として決定します。その後のご融資利率は、4月1日及び10月1日の年2回基準金利の見直しを行い、基準日が4月1日の場合は6月の約定返済日の翌日から、基準日が10月1日の場合は12月の約定返済日の翌日から新利率を適用させていただきます。 「変動金利型」に変更後は、再び「固定金利期間特約型」を選択することはできません。 3大疾病保障特約付団信又は就業不能・3大疾病団信にご加入される方は、保険料分としてご融資利率に年0.2%上乗せいたします。
9. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 毎月元利均等返済とし、ボーナス月増額返済も併用できます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%までとします。 特約期間中の毎回のご返済額は一定です。なお、特約期間終了後のご返済額は、新利率、残存元金、残存期間に基づいて算出させていただきます。 特約期間終了後、変動金利型として取り扱われた場合、ご返済額は、「10月1日の基準日」を5回経過する毎に見直すものとし、その期間内に利率の変更があったとしても、元金分と利息分の割合を調整し、ご返済額の変更はいたしません。また、見直し後のご返済額は、前のご返済額の1.25倍を上限とします。 当初のご融資期間が満了しても借入金の一部及び未払利息が残る場合は、原則として期日に一括返済させていただきます。
10. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> 次の方の連帯保証が必要となります。 借入申込人の法定相続人1名以上（配偶者の方は必須となります。） ※お借り入れの内容等により、保証人条件が異なりますので、詳しくは当金庫窓口へお問い合わせください。 担保は、ご融資の対象となる建物及びその土地に当金庫を第1順位とする抵当権（普通抵当権又は根抵当権）の設定をさせていただきます。ただし、先順位債権者が公的機関の住宅ローンである場合は、後順位とすることができます。 担保に差し入れいただいた建物には、火災保険に加入させていただきます。また、かけられた火災保険には、質権を設定させていただく場合があります。

《裏面に続く》

11. 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> 不動産担保事務取扱手数料として、1 契約あたり次の手数料が必要となります。 担保設定・変更：1 百万円超 3 千万円未満 33,000 円、3 千万円以上 1 億円未満 55,000 円 担保物件追加設定：1 百万円超 3 千万円未満 33,000 円、3 千万円以上 1 億円未満 55,000 円 ※上記金額には消費税が含まれています。 ※同一物件に対する同日複数（根）抵当権の設定は、1 契約となります。 ※追加設定と極度増額等同時の契約は、1 契約となります。 ※担保設定額が 1 百万円以下の場合は、手数料無料となります。 繰上返済を行う場合は、次の手数料が必要となります。 一部繰上償還（1 回あたり）3,300 円、全額繰上償還 5,500 円 ※上記金額には消費税が含まれています。 ※ご融資残高が 10 万円以下のお借り入れに対する繰上償還は、手数料無料となります。 特約期間終了後に、「固定金利期間特約型」を再度選択する場合は、1 契約 5,500 円の手数料が必要となります。
12. 借換専用住宅ローン	<ul style="list-style-type: none"> 他金融機関の住宅ローン借換資金に限定した住宅ローンとなります。（住宅金融支援機構の借換を含みます。） ご融資金額により、次の商品をご選択いただけます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 担保設定司法書士手数料金庫負担借換専用住宅ローン <ul style="list-style-type: none"> ご融資金額は、5,000 万円以内かつ借換対象残高（借換諸費用を含む。）以内となります。 ご融資期間は、最長 35 年以内かつ借換残存期間内となります。 担保は、ご融資の対象となる建物及びその土地に当金庫を第 1 順位とする抵当権を設定させていただきます。 お借り換えに伴う抵当権設定及び他金融機関の（根）抵当権抹消登記費用に係る司法書士手数料を当金庫が負担いたします。ただし、当該借入金が完済した際の当金庫の抵当権抹消登記に係る費用は、お客様のご負担となります。 ② 担保設定留保型借換専用住宅ローン <ul style="list-style-type: none"> ご融資金額は、1,000 万円未満かつ借換対象残高（借換諸費用を含む。）以内となります。 ご融資期間は、最長 15 年以内かつ借換残存期間内となります。 お借り換えに伴う他金融機関の（根）抵当権については、お客様の費用負担により抹消していただきます。 ご融資の際には担保設定いたしません。ただし、ご融資実行後、次の事由が生じた場合には、借換の対象となる建物及び土地に当金庫を第 1 順位とする根抵当権を設定させていただきます。（根抵当権設定費用はお客様のご負担となります。） <ul style="list-style-type: none"> ○毎月のご返済が 1 か月以上延滞したとき ○割賦金減額の条件変更をするとき ○差押等の信用不安が生じたとき ○当金庫以外に（根）抵当権を設定しようとするとき ※融資実行後、対象の建物及び土地について売却等により所有権を移転した場合には、全額繰上返済が必要となります。 ※ご契約の際には、「担保設定留保型借換専用住宅ローンに関する念書」（当金庫様式）をご提出いただきます。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9 時～17 時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
14. その他	<ul style="list-style-type: none"> お申し込みの際は事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 現在のご融資利率やご返済額の試算については、当金庫の本支店にお問い合わせください。